

小曾木地区の防災計画を改正

小曾木地区防災計画では、主に「災害予防」「震災対応」「風水害対応」について規定しています。今回5月17日の小曾木地区自主防災組織連絡会総会において、主に小曾木地区が山間で土砂災害警戒区域が多く、近年ゲリラ豪雨等が増加している状況を踏まえ、「風水害対応」の部分を改正しましたので、その概略をお知らせします。

1. 関係機関に「指定動員職員」を追加。
地元在住の青梅市職員の中で青梅市から指定された職員。災害発生時に「本部（小曾木市民センター）」に集結し、青梅市災害対策本部との連携を保つために追加。
2. 風水害時の本部の設置要件に、「小曾木地区に避難準備・高齢者等避難開始情報が発令された場合」を追加。
「避難準備情報」の文言が「避難準備・高齢者等避難開始情報」に改正されたことに対応。避難行動の規定についても、「避難準備・高齢者等避難開始情報」が発令された時点で、「高齢者、障がい者等災害時要配慮者とその支援者」は避難を開始するように規定。
3. 風水害時の避難の種類について、**早期の余裕のある行動を推奨**し、時間的、状況的に余裕がある場面から順に以下の通りに規定。
ア. 小曾木地区以外の安全な場所への避難（知人や親戚等）⇒時間的余裕を持ってより安全な場所へ避難することを推奨するもの。
イ. 避難所（避難場所）への避難
ウ. 土砂災害特別警戒区域、他ハザードマップの示す赤色外の場所への避難⇒災害が近づき遠方への避難経路（道路状況等）の確保が困難な場合を想定したもの。
エ. 建物内の安全な場所（2階等）への避難（時

間がなく屋外への避難が困難な場合）⇒逃げ遅れた状況が発生した場合、命を守るために取るべき行動として規定したもの。

〔参考〕黒沢地区では、平成29年に特に危険な区域の住民、高齢者および自動車等がなく遠方への避難困難者を優先に、特定の自治会館を避難場所とする地域の基準を設けた。

4. 風水害時の避難所（避難場所）の開設場所を規定
ア. 「避難準備・高齢者等避難開始情報」の発令により、自主避難者受け入れのために、「自主避難者受入所」を小曾木市民センターに開設する。

イ. 「避難勧告」の発令等により、第七小学校および第六中学校を避難所として開設する。

ウ. 地区内の主な避難場所

自宅よりも安全な自治会館および施設がある場合には対象場所へ避難するよう規定⇒小曾木地区の自治会館のうち以下に会館は**土砂災害特別警戒区域（風水害の発生危険がある場所）**となっている。

（小曾木3丁目・黒沢1-1・黒沢2-2・黒沢3-2の自治会館）

風水害時発生時には、小曾木地区内の幹線道路は浸水し、自動車の通行が不可能になることが考えられます。通常時から避難についての計画を家族・親戚・知人と話し合っておくことが大切です。避難時には連絡を取り合って安否確認の上で安全な場所への避難をお願いします。

小曾木地区戦没者追悼式

3月18日（日）、小曾木地区戦没者追悼式（慰霊祭）が小曾木市民センターにて開催されました。この式典は、小曾木地区忠霊塔奉賛会（会長：第6支会長）が先の大戦で戦火に散った小曾木地区の108柱（はしら）の御霊を始めとした多くの方々の尊い犠牲と戦争の悲惨さを後世に伝えとともに、恒久平和を願い毎年開催されています。



青梅市消防操法大会

6月3日（日）、第43回青梅市消防団ポンプ操法訓練審査会が、青梅市交通公園で開催されました。審査会には、消防ポンプ車の部に17隊、小型動力ポンプの部に20隊が出場。小曾木地区からは、それぞれに2隊が出場し第6分団第3部（黒沢）が見事に優良賞（第8位）に入賞を果たしました。



第6分団



入賞した第6分団第3部



大会の様子
第6分団第1部